

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 2 月 1 日 至 令和 8 年 1 月 3 1 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法社団 山田眼科医院
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 7 0 3 番地 9.
- (3) 設立認可年月日 平成 1 年 7 月 2 1 日
- (4) 設立登記年月日 平成 1 年 7 月 2 5 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	山田眼科医院	4211122678	長崎県西彼杵郡長与町 嬉里郷 7 0 3 番地 9	無床

- (2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務)
- 該当なし
- (3) 収益業務 (社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務)
- 該当なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
- 令和 7 年 3 月 2 5 日 令和 6 年度決算の決定
- 令和 8 年 1 月 2 8 日 令和 7 年度の事業計画及び収支予算の決定
- " 令和 7 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名医療法人社団 山田眼科医院

※医療法人整理番号

所在地長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 7 0 3 番地 9

貸借対照表
(令和 8 年 1 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	43,621	I 流 動 負 債	38,280
II 固 定 資 産	59,202	II 固 定 負 債	96,928
1 有 形 固 定 資 産	54,886	負 債 合 計	135,208
2 無 形 固 定 資 産	502	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	3,814	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	△ 42,385
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	△ 32,385
資 産 合 計	102,823	負債・純資産合計	102,823

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 山田眼科医院 ※医療法人整理番号

--	--	--	--

所在地 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 7 0 3 番地 9

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 2 月 1 日 至 令和 8 年 1 月 3 1 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	76,761
2 事業費用	74,954
本来業務事業利益	1,807
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	1,807
II 事業外収益	1,175
III 事業外費用	698
経常利益	2,284
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	2,284
法人税等	71
当期純利益	2,213

様式 2

法人名	医療法人社団 山田眼科医院	※医療法人整理番号					
所在地	長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷703番地9						

財 産 目 録
(令和8年1月31日現在)

1. 資 産 額	102,823 千円
2. 負 債 額	135,208 千円
3. 純 資 産 額	△ 32,385 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	43,621
B 固 定 資 産	59,202
C 資 産 合 計 (A+B)	102,823
D 負 債 合 計	135,208
E 純 資 産 (C-D)	△ 32,385

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 山田眼科医院

理事長 山田 理香 殿

私は、医療法人社団 山田眼科医院の令和8会計年度（令和7年2月1日から令和8年1月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年3月24日

医療法人社団 山田眼科医院
監事 新見 浩司

